

令和5年 第2回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(令和5年7月28日)

茨城県南水道企業団議会

令和5年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

令和5年7月28日（金） 午後1時30分 開 会

議事日程

- 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2. 会期決定の件
- 日 程 第 3. 議案第 1 号 茨城県南水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例について
議案第 2 号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 4. 議員提出議案第1号 茨城県南水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 5. 議案第 3 号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
報告第 1 号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
報告第 2 号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 3 号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について
- 日 程 第 6. 一般質問
-

出席議員	議長10番	杉野五郎	議員
	1番	大越勇一	議員
	2番	船川京子	議員
	3番	出澤大	議員
	4番	鈴木勝利	議員
	5番	山本伸子	議員
	6番	柳井哲也	議員
	7番	村井将重	議員
	8番	金剛寺博	議員
	9番	椎塚俊裕	議員
	11番	根岸裕美子	議員
	12番	岩澤信	議員

13番 染谷和博議員

14番 佐藤隆治議員

欠席議員

なし

説明のための出席者

根 本 洋 治	企 業 長
佐々木 喜 章	副 企 業 長
萩 原 勇	副 企 業 長
中 村 修	副 企 業 長
野 友 省 男	事 務 所 長
川 井 克 治	次 長 (総 括)
秋 田 浩 樹	次 長 (施 設 課 担 当)
山 下 聡	経 営 企 画 課 長
山 本 信 之	会 計 課 長
関 野 修 一	給 水 課 長
本 多 裕 之	施 設 課 長
倉 島 正 彦	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

小 嶋 哲 夫	局 長
平 野 恵 美	係 長
山 越 公 裕	書 記
小 川 裕 大	書 記

令和5年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 茨城県南水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 議案第 2 号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する
条例について
- 議員提出議案第1号 茨城県南水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 3 号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分に
ついて

令和5年第2回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議員	質問の要旨
1 金剛寺 博	<p>1 議案第3号 令和4年度茨城県南水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について</p> <p>(1) 給水収益のうち、一般家庭の料金改定に伴う増収について</p> <p>①給水収益のうち、令和4年度より、一般家庭の料金を平均23%改定していますが、このことによる増収分金額は</p> <p>2 特別損失、188,089,764円の内訳について</p> <p>(1) 無形固定資産の償却漏れ149,400,000円の内容</p> <p>(2) 受贈資産の過剰計上に対する減処理に伴う過年度の収益化修正36,814,689円について</p> <p>3 茨城県との契約水量と使用量の差異とこれにより支払した金額</p> <p>4 管路更新率について</p> <p>(1) 3年度・4年度の平均更新率と更新率1.00%を維持するとした計画との関係</p> <p>(2) 管路経年化率は4年度23.98%になったとしていますが、この評価について</p>
2 根岸裕美子	<p>1 議案第3号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について</p> <p>(1) 決算報告書19頁に記述がある管路更新率の令和3年度と令和4年度の変化の要因について具体的な説明を求める</p> <p>(2) 令和4年度から令和5年度に係る工事繰越の影響はあるか</p> <p>(3) 同じく決算報告書19頁に記述がある「料金改定の実施により当面の安定的な財源を確保できた」について、当面とは具体的な想定はあるか</p> <p>(4) 当面の安定的な財源確保といっても、今後どう変化していくか読めない厳しい状況である。住民生活も同様であり、今後生活困窮者の減免について検討する考えはあるか</p> <p>(5) 同様の理由で、各構成団体からの出資を検討する考えはあるか</p>

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 金剛寺 博	<p>1 茨城県との契約水量見直しに関する最新の内容について</p> <p>(1) 緩和方法の一つに県西地区への水量を配分する計画があり、令和12年度までに6,800m³を県南水道から減量するとし、令和9年度に前倒しする。一部減量については令和5年度もしくは6年度を目指すと答弁されていますが、現状での進捗状況</p> <p>(2) 茨城県との交渉内容</p> <p>2 茨城県水道ビジョン、2050年、1県、1水道とする方針について</p> <p>(1) 令和4年度には、広域連携に関する研究会は開催されていますか。開催されていればその内容について</p> <p>3 一般家庭の今後の水道料金改定について</p> <p>(1) 令和4年度から料金改定が実施されましたが、令和3年に実施した説明会では、料金はこの後2026年にも改定していく内容でした。この方針は、審議会で答申された内容と決定事項のような答弁をされていますがその通り実行する方針ですか。</p>
2 根岸裕美子	<p>1 茨城県水道事業広域化について</p> <p>(1) 現在の進捗状況は</p> <p>(2) 茨城県南水道企業団の現状の方針は</p> <p>(3) 今後の検討スケジュールについて</p>

午後 1時30分 開 会

○杉野五郎 議長

ただいまから、令和5年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数14名、定足数に達していますので、会議は成立します。
これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○杉野五郎 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、11番、根岸裕美子議員、12番、岩澤 信議員、両名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

○杉野五郎 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○杉野五郎 議長

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号及び議案第2号

○杉野五郎 議長

日程第3、議案第1号及び議案第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。根本洋治企業長。

<根本洋治企業長 登壇>

○根本洋治 企業長

提案理由の説明の前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用にもかかわらず、御参集をいただきまして、感謝を申し上げます。

初めに、6月2日から3日にかけての台風2号による記録的な大雨は、当企業団を構成する各市町においても、大きな被害をもたらしました。龍ヶ崎市内では床上浸水が4件、

また取手市内では、双葉地区においては浸水等の被害が600件を超える甚大なものでございました。

被害に遭われました皆様に、衷心よりお見舞いを申し上げたいと思います。この議場におられましても、各市町の首長をはじめ議員の皆様方の復旧に対する御尽力に改めて敬意を表するものでございます。

当企業団におきましても、取手市中田にございます藤代配水場の前面道路が冠水し、一時通行が不可となる事態が発生いたしました。そのほかにも、今回の大雨による直接的な被害はございませんでしたが、危機管理の上で、異常気象による想定を超える雨量の対策の重要性を改めて認識いたしました。

また、全国的にも九州や東北地方で豪雨災害が発生しており、今後はこのような規模の災害が常に発生し得るということを念頭に置きまして、様々な計画を作成、見直しをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

それでは、各議案について御説明いたします。

初めに、議案第1号 茨城県南水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、これまで情報公開及び個人情報保護に関するそれぞれの条例に規定されておりました審査会の設置の根拠を一つの条例に整理し、公開決定や開示決定に対する審査請求に関しては、審議、調査を行い、行政不服審査法に基づく機関としての位置づけを明確にするとともに、その組織、運営について定めるため、制定するものでございます。

次に、議案第2号は、茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例につきましては、議案第1号の審査会条例の制定に伴い、所要の一部改正を行うものでございます。

慎重なる御審議を賜り、御同意いただけますようお願いを申し上げて、議案第1号及び議案第2号の提案理由の説明とします。

○杉野五郎 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○杉野五郎 議長

質疑なしと認めます。

これで議案第1号及び議案第2号の質疑を終わります。

◇討論

○杉野五郎 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

反対の方ありませんか。

<発言する者なし>

○杉野五郎 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○杉野五郎 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○杉野五郎 議長

これから議案第1号及び議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○杉野五郎 議長

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号 茨城県南水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○杉野五郎 議長

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

◇日程第4 議員提出議案第1号

○杉野五郎 議長

日程第4、議員提出議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。13番、染谷和博議員。

<13番、染谷和博議員 登壇>

○13番（染谷和博 議員）

議員提出議案第1号について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

これは、令和5年第1回定例会で議決されました茨城県南水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例につきまして、先ほど議案第1号で企業長から提案理由がありましたと

おり、審査会の設置根拠を成立することに伴い、議会の個人情報の保護に関する条例にも引用する部分がございますので、併せて所要の改正を行うものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○杉野五郎 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○杉野五郎 議長

質疑なしと認めます。

これで議員提出議案第1号の質疑を終わります。

◇討論

○杉野五郎 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

反対の方ありませんか。

<発言する者なし>

○杉野五郎 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

このほかありませんか。

<発言する者なし>

○杉野五郎 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○杉野五郎 議長

これから議員提出議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議員提出議案第1号 茨城県南水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○杉野五郎 議長

起立全員です。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決しました。

◇日程第5 議案第3号、報告第1号～報告第3号

○杉野五郎 議長

日程第5、議案第3号及び報告第1号から報告第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。根本洋治企業長。

<根本洋治企業長 登壇>

○根本洋治 企業長

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第3号は、令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてでございます。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。給水戸数は11万1,970戸となり、前年度末より1,211戸の増となりました。給水人口は23万9,856人で、普及率は85.43%となっております。年間総給水量については、2,476万3,068立方メートルでございまして、前年度より、89万1,380立方メートルの減となります。有収率におきましては94.01%で、前年度より1.61ポイントの増となりました。

次に、財務の決算状況について申し上げます。まず、損益勘定における収支の状況でございますが、水道事業の総収益は税込額で73億4,802万7,241円、総費用については税込額で59億7,560万2,153円となっており、税抜きでの損益は9億6,551万3,481円の純利益となっております。

次に、資本的収支勘定の決算概要についてでございますが、収支ともに税込額では、収入は18億2,557万7,786円、支出につきましては47億1,580万9,952円となっており、翌年度への繰越工事資金840万5,081円を除く資本的収入額が資本的支出額に不足する額28億9,863万7,247円は、過年度分損益勘定留保資金24億870万3,596円、繰越工事資金として2億1,151万2,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億7,842万1,651円で補填しております。

次に、剰余金の処分案についてでございますが、まず、資金を伴わない剰余金については、当年度の長期前受金戻入れ額4億1,430万1,254円から、特別損失のうち、過年度の長期前受金戻入れ額を修正した3,681万4,689円を差し引きました3億7,748万6,565円を、資本金へ組み入れるものでございます。

次に、資金を伴う剰余金につきましては、令和5年度企業債の返済予定額となる2億8,786万9,444円を減債積立金へ、残りの3億15万7,472円を建設改良積立金へ、それぞれ積み立てるものでございます。

次に、報告第1号では、令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書についてでございます。これは、戸頭配水場の1系ポンプ電気機械設備更新事業を目的とした建設改良工事費の予算1億9,134万2,000円を、地方公営企業法施行令第18条の2第1

項の規定により翌年度に繰越しをしたため、同法同条の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号は、令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事及び給水車購入等の30件で9億9,329万8,440円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰越しをしたため、同条の第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、令和4年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告するものでございます。

以上が、本議会に上程いたします各案件の概要でございます。審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○杉野五郎 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第3号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。

石橋大輔代表監査委員。

<石橋大輔 代表監査委員 登壇>

○石橋大輔 代表監査委員

令和5年6月1日木曜日、当企業団事務所北棟3階大会議室におきまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算審査を行いました。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認めます。

次に、審査意見です。

供給単価と給水原価については、健全に水道事業を運営していくために重要な財源となる水道料金を改定したことで、水道供給に必要な経費を料金収入で賄える水準に回復し、かつ、資産を適切に維持していくための投資額も確保できています。今後も安心、安全な水を安定して利用者へ供給できるよう、引き続き適正な事業運営に努めてください。

水道事業の効率性を示す有収率については94.01%と前年より1.61ポイント上昇し、他の事業体と比較しても非常に良好な水準となっています。今後も効率的な運営を維持できるよう、引き続き漏水対策及び水質管理体制の強化に努めてください。

平成29年度以降、継続的に多額の起債を行っていることから、企業債残高は81億5,425万6,980円と年々増加しています。施設の更新に不足する財源を補うため企業債を活用してきたところですが、企業債償還元金及び支払い利息の支出は今後の財政収支に大きな影響を及ぼしていくことが予想されます。施設の更新を推進する上で企業債は重要な財源で

すが、将来世代に必要以上の負担を強いることのないよう、今後も計画的な活用を図ってください。

水道料金を改定したことで、当面の期間における財政状況は改善される見込みですが、給水区域内人口は年々減少傾向にあり、今後もさらなる人口減少を要因とした水需要の減少が見込まれています。また、近年の物価高騰の影響で全体的に経費が上昇傾向にあり、水道事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくことも予想されます。

このたびの料金改定により得た財源を活用することで、引き続き喫緊の課題である老朽化施設の更新及び耐震化を計画的に推し進め、かつ、一層の経費削減に努めるよう必要な施策を講じてください。

特別損益の増加については、過去の固定資産取得時における経理に過誤が判明したことで、是正措置を講じたことにより生じたものです。資産を適正に維持管理していくためには適切な会計事務が求められますが、このたびの発生要因を分析し対策につなげることで、今後は人為的ミスの削減に努めてください。

入札契約の落札率に関しては、予定額に対する落札率は、その平均で94.08%でした。今後においても、入札契約事務のより一層の透明性、客観性及び競争性を確保するべく、引き続き適正な契約事務の運営に努めてください。以上でございます。

○杉野五郎 議長

ここで、着席のまま暫時休憩します。

石橋監査委員は、ここで所用のため退席されます。

休 憩 午後 1 時53分

再 開 午後 1 時53分

○杉野五郎 議長

会議を再開します。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。8番、金剛寺 博議員。

< 8番、金剛寺 博議員 登壇 >

○8番（金剛寺 博 議員）

日本共産党の金剛寺 博です。通告に従い、議案に対する質疑を行います。

議案第3号、令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について。

1点目は、令和4年度より、料金改定により給水収益は昨年度比約9億6,200万円の増収となっていますが、このうち一般家庭の増収分の概算をお聞きいたします。

2点目、今回、特別損失として計上した内容は、1点目は無形固定資産の償却漏れ、2点目は受贈資産の過剰計上の減額処理としていますが、それぞれの固定資産の内容、取得日、今回判明した経緯について、お聞きをします。

3点目、1日最大給水量の茨城県との契約水量と実際の使用水量の差及び、これに伴う支払い金額についてお聞きします。

4点目、管路更新率は更新率を1%とする計画を決めていますが、令和3年度の工事が令和4年度に繰越しとなった関係で、3年度は0.6%、4年度は1.7%としています。単純平均では1%以上になると思われませんが、管路の総延長距離は毎年変化していくため、2年間の平均更新率をお聞きいたします。

また、もう一方で、管路経年化率は増加して23.98%になっています。これは、更新率1%では当面は増加していくということになりますが、この評価についてお聞きいたします。以上です。

○杉野五郎 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

○野友省男 事務所長

金剛寺議員の御質問にお答えいたします。

給水収益のうち、令和4年度より一般家庭の料金を平均23%改定したことによる増収分金額についてであります。税抜き額で約8億9,000万円になります。また、一般家庭1か月当たりの料金では、税抜き額で平均で約680円増額の料金改定となっております。

次に、特別損失の内訳についてであります。まず、1点目の無形固定資産の償却漏れの件からお答えいたします。

該当となる資産は、給配水管路台帳管理システムを構築するに当たり、平成19年3月に1億1,440万円、さらに利根町水道事業統合時の平成25年3月に利根町地区分の追加費用として3,500万円、合わせて1億4,940万円をかけ、他社開発システムを当企業団仕様にカスタマイズしたソフトウェアであります。

当年度、これらと同様なソフトウェアである水道施設台帳管理システムを取得するに当たり、過去の類似の資産台帳を確認していた際に、当該資産が非償却資産として登録されており、償却されていなかったことが判明いたしました。

これら過年度の是正をするため、いずれも本来5年である償却期間を経過しておりましたので、このたび全額を償却し、特別損失として修正処理いたしました。

次に、2点目の受贈資産の過剰計上に対する減処理に伴う過年度収益化修正であります。

平成25年度に会計制度改正に伴った受贈財産の洗い出し作業中に、利根町分資産に計上漏れが幾つか判明しましたので、新たに取得額を算定し、資産計上をした経緯がございました。その中で、利根町事業統合時に供用開始見込みがないので引き継ぎ資産として除外

していた配水管についても誤って計上させていたことが、水道施設再整備計画策定の過程で判明しました。取得相当額で5,611万1,401円としたこの資産を除却し是正するために、過年度に過剰計上した減価償却費と長期前受金戻入れについて、特別損益で費用化及び収益化をそれぞれ3,681万4,689円減額修正を行っております。

次に、茨城県企業局との契約水量と使用量の差についてであります。まず、現在の県との契約水量は9万375立方メートルで、当企業団の令和4年度決算における1日平均給水量は6万7,844立方メートルとなっております。

次に、水量と金額についてであります。1日平均給水量と契約水量を比較することは適当ではありませんので、契約水量の基準となる1日最大給水量で相当額を算出いたしますと、当企業団の令和4年度決算における1日最大給水量は7万5,802立方メートルとなっており、契約水量との差が1万4,573立方メートル生じております。現行の基本料金が1立方メートル当たり1,290円となっておりますので、その相当額は約2億2,500万円となります。

次に、令和3年度、4年度の平均更新率と更新率1%を維持するとした計画との関係についてであります。まず更新率につきましては、令和3年度が0.6%、令和4年度が1.73%でありますので、平均の更新率は1.17%となっております。

このような年度の率に乖離が生じた理由についてであります。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い受注業者のコロナ感染による現場の一時中断、企業団内部におきましても感染や濃厚接触による自宅待機などの業務執行の縮小により、関係機関との協議が長引いたことが大きく影響し、工事の着工及び進捗が遅れ、令和3年度に発注した布設替工事の約67%が年度内に竣工できず繰越しとなったことが、更新率0.6%となった理由であります。

それに伴い、令和4年度については、前年度からの繰越し工事が例年より多くなったこと、また4年度に発注した工事が順調に進み、約68%が年度内に竣工したため、更新率が1.73%と大きく上昇いたしました。

次に、更新率1%を維持することとした計画との関係についてであります。これまでお答えしたとおり、工事が竣工した年度に更新率が反映されますので、今後も1%を下回る年度が発生する可能性はございますが、工事の発注につきましては目標の1%を上回るよう発注できている状況であります。

しかしながら、過剰な増減につきましては、企業債の借入れや各指標への影響も大きいこと、大規模で工期の長い工事を年度当初に発注することで更新率の平準化を図ってまいります。

次に、管路経年化率についてであります。御指摘のとおり、令和4年度の管路経年化率は23.98%と昨年に比べ0.65ポイント悪化しております。この管路経年化率につきましては、管路資産のうち法定耐用年数を超過している管路の割合を示すものですが、管路更

新の目安といたしましては、確保可能な財源の水準、経年化率の抑制、耐震化の推進などを考慮した上で、先ほど申し上げたとおり、管路更新率の年1%を目標として設定しております。

現状といたしましては、近年の老朽化の解消への積極的な取組にもかかわらず、年々数値が悪化しております。これは、現在の更新ペースを上回るスピードで管路の老朽化が進んでいることを示しておりますが、今後はこれがさらに加速していくことが分かっております。

更新需要のピークにおきましては、40キロから60キロメートルの管路が老朽化していくこととなりますが、現在、年約15キロメートル程度まで引き上げた更新ペースをもってしても、老朽化のペースに追いつくことはできません。この老朽化のペースに合わせて更新をしようとした場合、年4%まで更新率を引き上げなければならないということになりますが、これに対する人員や資金も不足しておりますので、現状では達成困難な目標と考えております。

こういった現状から、企業団では、実際に資産を使用し続けることのできる使用限界を分析し、独自に法定耐用年数を上回る更新基準となる年数を設定しております。これにより更新サイクルを抑制、平準化することが可能となりましたが、この場合においても基準年数に合わせて更新していくことが困難な状況は変わりありませんので、特に老朽化が進んでいる管路や重要度の高い管路を優先的に更新していくことで、災害時や事故発生時の被害を最小限にとどめられるよう、管路経年化率の抑制に取り組んでまいります。以上であります。

○杉野五郎 議長

8番、金剛寺 博議員。

<8番、金剛寺 博議員 登壇>

○8番（金剛寺 博 議員）

答弁いただきました内容で、1点だけ再質問します。

1日の最大給水量の茨城県との契約水量と実際の使用水量との差は、1万4,573立方メートルとのことでした。金額にして約2億2,500万円との答弁がありました。昨年の答弁では1億6,800万円ということでしたので、約34%も増加したことになります。過去には2017年にも2億円を超えた年がありましたけれども、この令和4年度の金額は、近年の金額と比較するとどのようなものになるのか、また、この状況はどのような要因が考えられるのかについてだけ、お尋ねいたします。

○杉野五郎 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

○野友省男 事務所長

金剛寺議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度の金額であります。新型コロナウイルスの感染拡大時は、生活様式の変化がありまして、非常に1日最大給水量、使用量が多く使われていただいた経緯がありました。

今後についてなんですけれども、1日最大給水量の使用については、コロナ感染症の拡大が終わっておりますので、今後給水量が増えるということはなかなか考えにくいのかなというふうには思っているところです。生活様式の変化ですので、なかなかこちらもはっきりとは押さえ切れておりませんが、やはりコロナの影響でこういった差が出たというふうに考えております。以上になります。

○杉野五郎 議長

答弁が終わりました。

これで金剛寺 博議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

根岸裕美子です。議案第3号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について、5点、お伺いいたします。

決算書19ページに記述がある管路更新率の令和3年度と令和4年度の変化の要因について、具体的な説明をいただきたいんですけれども、先ほど金剛寺議員のほうから同様の質問がありましたので、加えて何か説明があればお願いをいたします。

2点目、令和4年度から令和5年度に係る工事繰越の影響はあるかどうか、お伺いします。

3点目、同じく決算書19ページに記述がある料金改定の実施により当面の安定的な財源を確保できたという記述について、当面とは具体的な想定があるかどうか、お伺いします。

4点目、当面の安定的な財源確保といっても、今度どう変化していくか読めない厳しい状況でございます。住民生活も同様であり、今後、生活困窮者の減免について検討するお考えがあるかどうか、お伺いします。

5点目、同様の理由で、各構成団体からの出資を検討する考えはあるかどうか、お伺いします。

○杉野五郎 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

○野友省男 事務所長

根岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、管路更新率の令和3年度と令和4年度の変化の要因についてであります。先

ほど金剛寺議員にお答えしたとおりであります。

次に、令和4年度から令和5年度に係る工事繰越の影響はあるのかについてであります。令和4年度につきましては、例年以上に工事が順調に進み、繰越は少ない傾向にありました。したがって、今年度発注する工事の進捗状況次第では、更新率が1%を下回る可能性はございますが、工事の発注から着工間もない現時点においては大きな問題は起きておりませんので、引き続き目標としている更新率1%を達成できるように取り組んでまいります。

次に、当面の安定的な財源について、その時期についての具体的な想定はあるかとのことですが、令和元年度から令和2年度にかけて開催された水道運営審議会において、令和4年度及び令和8年度の二段階で料金水準を見直す必要があるとの答申がなされております。これは、水道運営審議会において実施した将来予測を基に検討した結果となりますが、老朽化した資産を更新していくためには、そのために投資する財源を確保せねばならず、また人口減少などを要因とした料金収入の減少が想定されていることから、需要に合わせて適正な料金水準を確保する必要があるということで答申を頂いております。

現在、当時想定していなかった新型コロナウイルスの蔓延や物価高騰など社会情勢に大きな変化が生じており、また、令和6年度には経営戦略プランの改定を計画しておりますので、その中で再度、最新の情報を基に財政シミュレーションを実施することを予定しております。

また、水道料金の見直しにつきましては、水道法により、おおむね3年から5年ごとに施設の更新需要や将来の水需要を反映させた長期的な収支見通しを試算し、その期間内に必要な費用を賄うことのできる適正な料金水準を確保することとされております。

以上のことにより、今後おおむね5年ごとに適正な料金水準への見直しを実施していくこととなりますが、水道運営審議会の答申において示されている令和8年度における水道料金水準の見直しが必要か否かについては、今後実施する将来予測の結果に基づいて判断する必要があると考えております。

次に、生活困窮者の減免について検討する考えはあるのかについてであります。新型コロナウイルス感染拡大の時期においては国が支援を行い、通年においても自治体における各種支援制度が施されております。

また、昨年は多くの使用者の皆様の御理解を頂き、施設更新の財源確保の観点から、38年ぶりの料金改定を行うことができました。今後予測される人口減少に伴う水需要の減少が続く厳しい経営状況の中、強靱かつ安全な水道事業を将来にわたって維持していくことが求められており、使用者の皆様には公平に御負担をいただくことが原則となっておりますので、現在のところ減免措置制度の検討は考えておりません。

次に、各構成団体からの出資を検討する考えはあるのかについてであります。地方公営企業は、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経

営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則であります。

また、令和元年度の茨城県南水道企業団水道運営審議会において、構成市町の財政担当者にも、審議委員の立場から基準外の繰出しについて御議論いただき、厳しいとの御意見を頂いております。

このようなことから、現在の状況では、各構成団体からの出資の検討は考えておりません。しかしながら、料金抑制を目的として基準外繰入れを行っている水道事業体もあることから、今後の料金見直しにおいて大幅な料金値上げが必要な場合については、構成団体との協議を行い、繰入れについても検討せざるを得ない状況に陥る可能性は否定できません。以上になります。

○杉野五郎 議長

答弁が終わりました。

これで根岸裕美子議員の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑が全部終了しました。

◇討論

○杉野五郎 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

反対の方ありませんか。

8番、金剛寺 博議員。

< 8番、金剛寺 博議員 登壇 >

○8番（金剛寺 博 議員）

日本共産党の金剛寺 博です。議案第3号、令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について、反対討論を行います。

先ほどの質疑の中で、今回の料金改定によって給水収益の増は、大部分が一般家庭の増となるものです。影響額では、質疑で答弁された約月額、税抜きで680円、税込みになれば月額750円近くになると思います。多くの家庭では収入が目減りする中、多くの食料を輸入に頼る日本では、全ての食料品が現在値上げとなっています。それに追い打ちをかけるようなライフラインの基本である水道料、さらに電気料金の値上げは、コロナ禍の影響もある中で、請求書を見て驚く家庭や、もう節約の方法がないと悲痛な声を多数聞いています。多くの家庭で、節約の限界を超えて、預金の取崩しなどをせざるを得ない状況になっています。

コロナ禍にあつて、水道料金を一時的にでも値下げをした自治体もありましたが、当企業団では、逆に令和4年度より大幅な料金改定がされました。一般家庭への負担をさらに増大させたことは重大であり、議案第3号に対し反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

○杉野五郎 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

<発言する者なし>

○杉野五郎 議長

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○杉野五郎 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○杉野五郎 議長

これから議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分については、原案のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○杉野五郎 議長

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり認定しました。

◇日程第6 一般質問

○杉野五郎 議長

日程第6、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。8番、金剛寺 博議員。

<8番、金剛寺 博議員 登壇>

○8番（金剛寺 博 議員）

日本共産党の金剛寺 博です。通告に従い、一般質問を行います。

まず1点目、茨城県との契約水量見直しに関する最新の内容についてです。

質疑で、令和4年度の1日最大給水量の契約水量との差をお聞きいたしましたが、この緩和策の一つに契約水量の6,800立方メートルを県西地域へ再配分する計画が決まっています。これまでの答弁では、この時期は令和12年度から令和9年度に前倒しをして、さらに一部は令和5年度もしくは6年度を目指すかと答弁もされています。この計画の進捗状況は、現時点でどのようになっているのでしょうか。

また、6,800立方メートルの契約水量枠が減少したとしても、4年度の実績からすると

約47%が解消したにすぎません。さらなる県との交渉が必要ですが、4年度の県との交渉経緯について伺います。

2点目、茨城県水道ビジョンでは、2050年、1県1水道とする方針を示していますが、令和4年度には広域連携に関する研究会は開催されているでしょうか。開催されていれば、その内容について伺います。

3点目、令和3年度の審議会答申では、令和4年度に続き令和8年度にも料金改定をして値上げをする内容となっています。これまでの答弁を見ると、審議会が出された答弁は決定事項とのように思われる答弁もありました。

先ほど根岸議員の質疑内容にも類似点がありましたが、改めて答申で示された令和8年度の料金改定は答申どおりに行うのか、改めて検討するのかについて伺います。以上です。

○杉野五郎 議長

答弁を求めます。川井克治次長。

<川井克治次長 登壇>

○川井克治 次長

金剛寺議員の御質問にお答えいたします。

初めに、茨城県企業局の水道用水供給事業の県南西統合に係る水融通の時期及び施設整備の進捗状況であります。まず、一部融通につきましては、当初、令和5年度もしくは6年度への前倒しを目指して進めていくことが示されておりましたが、県企業局に確認したところ、当初予定していた旧県南広域水道用水供給事業から旧県西広域水道用水供給事業への融通量1万2,100立方メートルを1万4,500立方メートルと2,400立方メートル増量したことにより、新たに施設を整備する必要が生じたことから、当初目指していた令和5年度もしくは6年度ではなく、令和9年度中の一部融通を目指すとの回答がございました。全量融通の時期につきましても、同様の理由により、令和12年度を予定しているとの説明がありました。

また、施設整備のその後の進捗状況についてであります。まず、連絡管の整備につきましては、昨年度から取り組んでおりましたが、繰越工事となったことから、今年度中には完成するとの説明がございました。

その他、旧県西広域圏における各受水点への送水ルート整備、送水のための増圧ポンプ場の整備等の事業につきましては、次年度以降の施工を予定しているとの説明がありました。

次に、契約水量の見直しに係る茨城県との交渉状況であります。企業団の取組といたしましては、県及び企業局に対して、これまで毎年、企業団単独で要望活動を行っております。その中で、旧県西広域の受水団体でさらなる需要が見込める場合には、旧県南広域の余剰水量を融通すること、また一部融通の開始時期の前倒しを図る、重ねて要望しておりますが、現状といたしましては、確定している6,800立方メートル以外の減量につきま

しては、具体的な進展がない状況が続いております。

次に、茨城県水道ビジョン、2050年、1県1水道とする方針について、令和4年度には広域連携に関する研究会は開催されているか、開催されていればその内容について、ありますが、令和4年度における広域連携に係る研究会は、茨城県内全ての水道事業体を集めた全体会が3回、県南地区の水道事業体を集めた地域部会が4回、計7回開催されております。

研究会におきましては、県の水道ビジョンに基づいた各水道事業体の現状の把握、課題の抽出、将来見通しの策定、広域連携の手法などについて協議してまいりました。会議の中では、各水道事業体から様々な意見が出されましたが、広域連携によるメリット、デメリットを抽出するには至らず、今後の方向性をまとめることはできませんでした。

一方、総務省と厚生労働省は、都道府県に対して、令和4年度末までに水道広域化推進プランを策定するよう要請していました。しかし、研究会における各水道事業体からの意見、要望が反映されないまま国への提出期限を迎えてしまったことから、現時点での県の考え方に基づいた茨城県水道事業広域連携推進方針として策定されました。

今後は、昨年の研究会の中で進めることができなかった各水道事業体の現状の把握、課題の抽出、事業体間の連携、それらに基づく将来予測を行うことで、広域連携によるメリット、デメリットを抽出し、今後の方向性について判断してまいります。

次に、今後の料金改定の予定についてであります。根岸議員から頂いた質疑において御説明したとおり、水道料金につきましては水道法によりおおむね3年から5年ごとに見直すこととされており、当企業団におきましては、水道運営審議会の答申に基づき、令和4年度、令和8年度の二段階で水道料金の見直しを予定しております。

ただし、水道運営審議会を開催していた当時とは社会情勢が大きく変化しておりますので、来年度改定を予定しております経営戦略プランにおける将来予測の結果に基づいて、適正な料金水準について判断してまいります。以上であります。

○杉野五郎 議長

答弁が終わりました。

8番、金剛寺 博議員。

< 8番、金剛寺 博議員 登壇 >

○8番（金剛寺 博 議員）

答弁いただきました内容で、再度3点ばかり、もう少しお聞きしたいと思います。

1点目は、県との契約水量の見直しに関する時期のことでしたが、今までの答弁で、令和5年度もしくは6年度を目指すという答弁もありましたが、これは現状では連絡管の工事やポンプ場の工事が遅れているため、当初予定の令和9年度以降になるという答弁ということになりました。そうすると、この期待していた融通の時期がかなり5年も先に延びてしまうということになると思います。さらに、この間の契約水量の違いが出てきますの

で、先ほどの2点目の質問の中でも、毎年県とも交渉を重ねているということでありましたが、この辺のところは再度重要なことになるかと思いますので、再度この辺の考えについてお聞きいたします。

2点目は、この茨城県水道ビジョンの中身の問題で、私は、それぞれの水道事業体の経営状況であるとか施設の整備状況、配管の更新状況など全てが同一水準にならないと、この1水道には当然無理かというふうに思っている次第です。これらの状況については、まだこれからというようなことがありましたが、これらのそれぞれの水道事業体の内容の具体的な把握については、どのような計画となっているのかお聞きをしたいと思います。

3点目は、今度の新たな料金改定で、審議会の答申で示された内容については、このとおりではなくて、水道法による見直しの結果によって今後の方針を決めていくという答弁がありました。しかし、これを見て検討する場合にも、例えば現在決めている管路更新率であるとか浄水場の整備計画とか、この辺をさらに計画を変えてしまうことになるかと大幅にこのシミュレーションもまた変わっていくわけで、答申の中にも幾つかのシミュレーションの形がありますけれども、この辺の基となる管路更新率や浄水場の整備計画そのものは、現在の計画どおりの下で再度検討が行われるのか、その辺の確認をいたしたいと思います。以上です。

○杉野五郎 議長

答弁を求めます。川井克治次長。

<川井克治次長 登壇>

○川井克治 次長

金剛寺議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初の御質問、契約水量の見直し時期に関する御質問でございますが、そもそも令和5年度、6年度の水融通の時期については、企業局長と前企業長との間で取り交わされた約束、契約でございますが、それについてはぜひとも守っていただきたいという強い思いが事務方にもございます。

契約水量、日量ですが9,375立方メートル、これに対しての乖離が、今年度1万4,000ございます。これを実情に合わせて契約水量を徐々に下げていくような形、一気に下げていくような形になるかと思えます。それを熱望しているところではございますが、浄水費の料金構成というのは、契約水量掛ける1,290円、これは県の投資した設備に対する減価償却部分にあてがわれるもので、実際の使用水量に対しては45円を掛ける二部構成になっております。実際に使った水量掛ける45円はもう動かざるものでございまして、45円が下がるような働きかけというのも当然行ってきております。

9,375に対しては、実情に合わせるようにというところではございます。浄水費、4年度決算は25億、全体の事業費用の44%、非常に大きい部分を占めております。これについては、先ほど言いましたように当時の県南西の統合の条件による県と当時の企業長とのお

約束でございますので、これは毎年行っている引下げ要請に今後もより一層熱を入れて交渉していきたいと考えております。

2番目の県の事業統合でございますが、先ほどもお話しさせていただきましたが、国からの要請で令和4年度末に策定を義務づけられていた広域化推進プラン、県のほうが推進方針と名前を変えておりますが、これが、我々のような末端の水道事業体の意見、要望、現状、これを反映できていないものと諸事情によりなっておりますので、これから継続して行われます研究会、そして新たに年度途中で立ち上げられる会議がございます。並行して開催して、そのあたりをまた一からもんでいくといったような令和5年度になろうかと思えます。以上となります。

3番目の質問に関しましては、3年後の料金改定の方針、これについては、浄水場の整備計画等を行っております経営企画のほうで答弁させていただきます。私のほうからは、3点のうち2点を答弁するという形で御了承いただければと思えます。以上となります。

○杉野五郎 議長

山下 聡経営企画課長。

<山下 聡経営企画課長 登壇>

○山下 聡 経営企画課長

それでは、引き続き金剛寺議員の御質問にお答えします。

現状の計画の見直しについてであります。現行の経営戦略プラン、また、水道運営審議会で示された管路更新率、内部留保資金、企業債等に係る目標値につきましては、見直す予定はございません。

ただし、令和4年度料金改定の際に実施した将来予測につきましては、令和元年度までの実績に基づいてシミュレーションを行っておりますので、プランの見直しにつきましては、最新の情報を基に再度シミュレーションを行うことを予定しております。

また、浄水場は当企業団は有しておりませんので、配水施設の更新につきましては、今後の需要減少を見込んだ施設規模の見直し、あとは近年多発しております大規模災害に備えた施設の強靱化などを改めて調査検討を行っておりますので、引き続き検討を行った上で、これに基づいた投資計画を反映させたシミュレーションを実施することを予定しております。以上であります。

○杉野五郎 議長

川井克治次長。

<川井克治次長 登壇>

○川井克治 次長

一部訂正をさせていただきます。

契約水量、正しくは「9万375立方メートル」でございます。私、何度か「9,300」とお話ししてしまったようです。訂正させていただきます。

○杉野五郎 議長

これで金剛寺 博議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、根岸裕美子議員。

< 11番、根岸裕美子議員 登壇 >

○11番（根岸裕美子 議員）

根岸裕美子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私も、金剛寺議員が一部取り上げられていた茨城県水道事業広域化について、お伺いいたします。

令和4年2月に茨城県水道ビジョンが策定されまして、その中で2050年までに1県1水道の方針が出されました。令和12年までの10年間で、まず取組目標として、県南西広域圏は県企業局と市町村との経営の一体化を推進するという目標を掲げております。

3点質問をいたしますが、まず、1点目の現在の進捗状況につきましては、先ほどの金剛寺議員の質問に対する答弁で、令和4年度は研究会が、全体会が3回、それから地域部会が4回あったということでしたが、その中では課題整理や方針決定がなされなかったということでした。これまで、令和5年が半分進んでおりますので、今後の予定も含め進捗状況をお伺いいたします。

2点目は、茨城県南水道企業団の現状の方針としてはどのようなものを持っていらっしゃるか、お伺いいたします。

3点目として、今後の検討スケジュールについてなんですけれども、これまでの答弁にあったように、令和6年度は経営戦略プランの見直しがあり、また、令和8年度に向けてまた料金改定の見直しを検討していくというところで、様々な検討課題というのがある中で、スケジュールが具体的なものがあれば、お伺いいたします。

○杉野五郎 議長

答弁を求めます。川井克治次長。

< 川井克治次長 登壇 >

○川井克治 次長

根岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、茨城県水道事業広域化における現在の進捗状況及び現状の方針についてであります。県の策定した広域連携推進方針に各水道事業体の意見、要望が反映されていないため、再度、現状の調査及び分析を行うことが示されておりますので、今後はその内容の精査を行ってまいります。よって、企業団の方針を検討する段階にはありません。

次に、県が示している今後のスケジュールについてであります。まず今年度は、引き続き研究会においてより詳細なシミュレーションを実施し、令和5年10月に検討調整会議を新たに立ち上げ、これまでの研究会と並行して開催することが示されております。当該会議におきましては、協議への参加を表明した事業体で広域連携の検討を進めてまいりま

す。

当企業団といたしましては、県に対し、この検討調整会議への参加を表明しております。また、実務者レベルの職員を集めた作業部会を発足させ、業務内容の調整を行うこととしております。

令和6年度は、広域的連携等推進協議会の設置、開催、水道基盤強化計画等の策定、国への各種手続を行いながら、経営統合に向けた最終確認を行うものとしております。令和7年度からは、経営の一体化をスタートさせ、30年後の事業統合に向けて進めていくものとしております。以上であります。

○杉野五郎 議長

答弁が終わりました。

これで根岸裕美子議員の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問が全部終了しました。

これで一般質問を終わります。

○杉野五郎 議長

以上で、今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

令和5年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 2時49分 閉 会

○ 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

令和 5 年 7 月 2 8 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 11 番

議員 12 番